

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたまふじみ野所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
五地先まで	ふじみ野市大井武蔵野一三一 四番四地先から入間郡三芳町 大字上富字八軒家二〇五五番	区 間
九・七七ゝ 一四・五四	七・七一ゝ 九・一三	敷地の幅員 (メートル)
一九五・五九		延長 (メートル)
さいたまふじみ野所沢線歩道拡幅 事業による		備 考